

「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメント に対する金融庁の考え方

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期財務諸表等規則
四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期連結財務諸表規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>平成26年5月16日に公表された四半期財務諸表会計基準等においては、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間等においては、その旨の注記が必要（四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針66. (2) ②）とされているが、四半期連結財務諸表規則改正案第20条第3項においては、その旨の記載だけではなくて「・・・のれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない。」とされているところ。</p> <p>当該第20条第3項の注記は、同条第4項により比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されているかどうかに係らず、暫定的な会計処理が確定した場合には、のれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならないという理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した四半期会計期間（四半期連結会計期間）において、その旨（確定した旨）を注記することに加え、その変更内容が確認できるよう、四半期財務諸表等規則第15条第3項（四半期連結財務諸表規則第20条第3項）において、企業結合時に暫定的に算出されたのれんの金額等に係る見直しの内容及び金額についても、注記の記載を求めていることとしているところです。</p> <p>このため、のれんの金額等に係る見直しの金額の多寡に係らず、企業結合時に四半期財務諸表等規則第15条第1項（四半期連結財務諸表規則第20条第1項）に基づき、のれんの金額等の注記を行った場合には、のれんの金額等に係る見直しの内容及び金額を注記する必要があると考えられます。</p>
2	<p>平成26年5月16日に公表された企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」66. (2) ②では、暫定的な会計処理が確定した四半期会計期間においては「その旨」を記載するものと定められているが、今回の改正案(四半期財務諸表等規則第15条第3項及び四半期連結財務諸表規則第20条第3項)においては、「当該確定した旨」に加えて、適用指針では記載が求められ</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ていない「のれんの金額等に係る見直しの内容及び金額」を注記すべきとされている。</p> <p>この点について、上記適用指針との整合を図る観点からは、修正が必要ではないかと考える。</p>	
3	<p>基本的に同意する。ただし、以下の点を明確化していただきたい。</p> <p>例えば、前年度における暫定的な会計処理の確定を当年度第3四半期に行う場合、当年度の第1四半期及び第2四半期の確定後の数値は、確定時には開示されない。この開示が行われないうちに、翌年度の第1四半期及び第2四半期において比較情報が開示されるが、この場合、当該比較情報は当然に確定後の数値となることを明確にするべきではないか。</p>	<p>四半期財務諸表等規則第15条第4項（四半期連結財務諸表規則第20条第4項）において「比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合」と規定されておりますと、比較情報については見直しを行うことが前提とされております。</p> <p>よって、御質問のケースの場合、翌年度第1四半期及び第2四半期における比較情報については、見直し後の確定数値となるものと考えられます。</p>
4	<p>今回の改正案では、暫定的な会計処理の確定に係る注記規定において重要性を考慮しているが、年度の財務諸表における暫定的な会計処理の確定に係る注記規定（財務諸表等規則第8条の17第4項）では、重要性がない場合に省略できるとは特にされていない。これらの平仄を合わせる観点からは、四半期財務諸表等規則等においても、暫定的な会計処理の対象となった企業結合に重要性がない場合に注記が省略できるとする明文規定は特に設けず、重要性による判断は実務に委ねることが適当と考える。</p>	<p>今回の改正の趣旨は、重要な企業結合が行われ、四半期財務諸表等規則第15条第1項（四半期連結財務諸表規則第20条第1項）に基づき当該企業結合の概要等の注記を行った場合には、その後ののれんの金額等に係る見直しの金額等の多寡にかかわらず、その変更内容が確認できるよう、当該見直し内容及び金額の注記を求めるものです。</p> <p>なお、財務諸表等規則第8条の17第4項は、ご指摘のとおり重要性がない場合には注記を要しないとは規定されておりますが、重要な見直しが行われた場合には注記を要すると定めており、重要性を斟酌した規定であると考えられます。</p>
5	<p>平成26年5月16日に公表された企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」51-3.では、「四半期会計期間の四半期財務諸表と併せて表示される前年度の財務諸表及び前年度における対応する期間の四半期財務諸表に、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが反映されている場合は、開示対象期間の1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を、当該見直しが反映された後の金額により算定する。」との定めが設けられたが、今回の改正案でも、四半期財務諸表等規則ガイドライン等におい</p>	<p>四半期財務諸表は、四半期財務諸表等規則に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成することとされており（四半期財務諸表等規則第1条第1項）、ご指摘の企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」51-3.に基づいて算定することとなります。</p>

て、当該見直しを反映する旨を明示すべきではないか。	
---------------------------	--